

建設リサイクル法の概要

1 目的

建設工事現場において使用及び発生する特定建設資材（コンクリート：C o 塊、アスファルト・コンクリート：A s 塊、木材、鉄及びコンクリートからなる建設資材）について、分別解体等および再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者の登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

2 現状・背景

建設廃棄物が産業廃棄物の全排出量に占める割合は約 2 割、最終処分量の約 2 割を占める。また、不法投棄量の約 9 割を占めている。（平成 15 年度）

今後、高度成長期に建設された建築物が耐用年数を迎え、平成 22 年度までに解体廃棄物の発生量は平成 12 年度（約 7,900 万トン）に対して約 60%増加することが予想されている。

こうしたことから、建設廃棄物のリサイクルを図るために法制化された。

（平成 14 年 5 月 30 日完全施行）

3 建設リサイクル法の概要

① 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

- 特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定の規模以上のもの（対象建設工事）について、施工方法に関する一定の技術基準に従い分別解体等を実施。
- 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行う。
（再資源化が困難な場合には縮減）

*縮減：建設資材廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為であり、その方法には焼却、脱水、圧縮、乾燥等（廃棄物処理法状の処理行為として処理基準に従った行為）がある。

② 発注者・受注者の届出・契約等の手続きの整備

- 発注者などによる工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、都道府県知事等による助言・勧告・命令等により、適正な分別解体及び再資源化等の実施を確保

③ 解体工事業者の登録制度の創設

- 解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置、標識の掲示等により、適正な解体工事の実施を確保

④ その他

- 市町村長による事務の処理に関する規定
- 建設リサイクル法基本指針と指針
- 罰則